

議案第 29 号

千曲市博物館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

千曲市博物館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年11月24日提出

千曲市教育長 小松 信美

千曲市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市博物館条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「博物館利用許可申請書」を「千曲市博物館利用許可申請書」に改め、「提出し」の次に「、許可を受け」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、前項の申請の可否について、千曲市博物館利用許可書（様式第3号）又は千曲市博物館利用不許可書（様式第4号）を利用申請者に交付するものとする。

第3条を削る。

第4条第1項中「免除を受けようとする者」の次に「（以下「減額・免除申請者」という。）」を加え、「博物館観覧料(使用料)減額・免除申請書(様式第4号)」を「千曲市博物館観覧料(使用料)減額・免除申請書(様式第5号)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、身体障害者手帳等の交付を受けている者及びその介護者については、身体障害者手帳等の提示をもってこれに代えることができる。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、前項の申請の可否について、千曲市博物館観覧料（使用料）減額・免除承認書（様式第6号）又は千曲市博物館観覧料（使用料）減額・免除不承認書（様式第7号）を減額・免除申請者に交付するものとする。ただし、身体障害者手帳等の提示があつた場合は、これを省略することができる。

第4条を第3条とする。

第5条中「第3条」を「第2条第3項」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「様式第5号」を「様式第8号」に改め、「様式第6号」を「様式第9号」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

様式第3号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

千曲市教育委員会

千曲市博物館利用許可書

年 月 日付で申請のありました千曲市博物館利用申請について、下記のとおり許可します。

記

利用目的	
利用施設	
利用期間	年 月 日 [時 分] から 年 月 日 [時 分] まで 計 日間
利用人数	一般 人 高校生 人 中学生以下 人 計 人
使用料	基本料金 円 (@ 円 × 時間 分) 冷暖房料等 円 (@ 円 × 時間) 計 円
利用条件	(1) 上記目的以外には利用しないこと (2) 利用にあたっては、損傷等がないよう十分注意すること。万一 損傷した場合には、速やかに申し出ること (3) 物品等を許可なく施設外に持ち出さないこと (4) 利用後は、原状に復すること

様式第6号中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第5号中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第4号中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式を様式第5号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第6号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

千曲市教育委員会

千曲市博物館観覧料（使用料）減額・免除承認書

年 月 日付で申請のありました千曲市博物館の利用にかかる観覧料（使用料）の減額・免除申請を下記のとおり承認します。

記

利用目的	
利用施設	
利用期間	年 月 日 [時 分] から 年 月 日 [時 分] まで 計 日間
利用人数	一般 人 高校生 人 中学生以下 人 計 人

様式第7号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

千曲市教育委員会

千曲市博物館観覧料（使用料）減額・免除不承認書

年 月 日付で申請のありました千曲市博物館の利用にかかる観覧料
（使用料）の減額・免除申請について、下記の理由により不承認とします。

記

不承認理由

--

様式第3号の次に次の様式を加える。

様式第4号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

千曲市教育委員会

千曲市博物館利用不許可書

年 月 日付で申請のありました千曲市博物館利用申請について、下記の理由により不許可とします。

記

不許可の理由

--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年3月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の千曲市博物館条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後の観覧又は利用に係るものから適用し、施行の日前の観覧又は利用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の千曲市博物館条例施行規則の規定による様式は、当分の間、新規則の規定による様式とみなす。